

きらきらクラブ 利用案内

○ きらきらクラブ・青少年健全育成事業とは

児童・青少年の健全な育成と自立（自律）支援をおこない、障がい児（者）・健常児（者）との共生の場を提供し、地域との交流を図ることを目的とします。

○ 活動場所

きらきらクラブ	〒520-1605 高島市今津町南新保87-16 電話 22-1226
---------	--

○ 利用期間と利用時間

4月1日～翌年3月31日

平日 下校時～午後7時まで

土曜日 午前7時30分～午後7時まで

○ 休所日

(1) 日曜日、祝日

(2) お盆（8月14日、15日、16日）

(3) 年末年始（12月30日～1月3日）

(4) その他、実施できないと認めた日（職員全体研修等）

○ 利用対象者

地域の中・高校生と障がい児（者）

○ 利用料

(1) 5,000円／月額 1,000円／日額

(2) 3,000円／月額

長期休暇中は変更の場合あり。

○ 利用料の徴収

当該月の利用料は当月1日に、指定された口座より引落させていただきます。

○ 実費の徴収

材料費等実費については、随時徴収させていただくことがあります。

○ 利用のとりやめ

次の場合は、本会より通所の停止をいたします

保育料を3ヶ月以上滞納した場合

○ 傷害賠償保険（スポーツ安全保険）

利用者にかかる傷害賠償については、加入する保険の範囲内で対応いたします。